

公益財団法人岐阜県教育文化財団岐阜県文化支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人岐阜県教育文化財団（以下「財団」という。）が、県民の文化資質の向上及び文化活動の促進を図るため、県内に所在する文化団体等が行う文化活動に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する助成金について定める。

(助成対象団体等)

第2条 助成の対象となる文化団体等は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 10人以上の会員を有すること。
- (2) 組織的かつ継続的に文化活動を行っていること。ただし、団体としての実績がない場合、構成員個々の実績が確認できる場合や今後文化活動を継続していくと認められる場合は対象とする。
- (3) 岐阜県内に活動の本拠を置いていること。法人にあつては、主たる事業所が県内に所在し、任意団体にあつては、構成員が主として県内に在住していること。
- (4) 代表者及び所在地が明らかで、団体の規約及び会計経理が明確なこと。
- (5) 特定の団体・組織に所属することなど、会員資格に制限が設けられていないこと。
- (6) 活動支援事業のうち青少年の文化活動育成団体及び実演芸術青少年団体については、小・中・高の児童生徒、大学・専門学校の学生、又は22歳以下の者が主体となって活動していること。
- (7) 実行委員会方式で行う場合については、当該実行委員会の母体となる主な団体について上記の要件を満たす団体であること。

(助成対象事業等)

第3条 助成の対象となる事業は、文化振興に寄与すると認められる事業で、次の各号に定める事業とする。助成対象者、助成対象経費及び助成限度額は別表1に掲げるものとし、文化活動事業の範囲は別表2から別表4に掲げるものとする。

(1) 活動支援事業公演型・展示型

県内における文化活動の一層の促進を図るため、文化団体が実施する文化活動事業

(2) 活動支援事業育成型

県内にある伝統文化保存・育成団体又は県内の青少年を主体とした実演芸術（伝統芸能を除く。）を行う文化団体が、後継者・若手育成及び技能保持者の人材確保のために実施する研修事業

(3) 伴走型支援事業

地域文化や資源を活かした創造的な活動により地域や社会的な課題解決に資する可能性がある文化事業

2 次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。

- (1) 営利を主目的とする場合
- (2) 特定の政治又は宗教活動及び主義主張の浸透を目的とする場合
- (3) 信義則に反する活動又は公序良俗に反する活動である場合
- (4) 企業、職域団体等の団体内の活動である場合
- (5) 特定の構成員のみによって行われ公開性を欠く場合
- (6) 他に、国、県（県の出資に係る財団法人、社団法人又は特殊法人を含む）の助成を受けて実施する場合
- (7) 市町村及び市町村が出資する財団法人等が実施する又は主催となる事業の場合
- (8) 県外の施設で実施する場合（伴走型支援事業を除く）
- (9) その他財団が別に定めるものに該当する事業の場合

3 活動支援事業のうち広域団体が実施する事業については、前項各号に掲げるほか、次

に該当する事業は、助成の対象としない。

(1) 教室等が行う稽古事、習い事等のおさらい会、発表会

4 伴走型支援事業について、第2項各号に掲げるほか、次に該当する事業は、助成の対象としない。

(1) 申請者が日常的、定期的に行っている事業

5 助成対象事業の実施期間は、活動支援事業については4月1日から翌年2月1日までとし、伴走型支援事業については原則9月1日から翌年2月1日までとする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を申請しようとする者は、岐阜県文化支援助成金交付

申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、財団理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

第5条 理事長は、助成金の申請があったときは、当該申請に関する書類の審査及び必要に応じ行う現地調査等により、その内容を審査するとともに、別に定める助成金認定審査会の意見を聴いて、当該申請に関する助成金の交付の諾否を決定し、交付すべきものと認めた場合は、その額を決定し、申請者に交付の決定の通知(別記第2号様式)をするものとする。

(目的外使用の場合の助成金の返還)

第6条 理事長は、申請者が交付された助成金を他の用途に使用した場合は、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(助成事業の変更承認)

第7条 申請者は、申請後において助成対象事業の内容を変更しようとする場合、及び助成対象経費が申請時の金額より2割以上減額となる場合は、あらかじめ変更承認申請書(別記第3号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、助成対象事業の内容の変更を承認する場合、及び交付決定額の変更を通知する場合は、申請者に対し、通知(別記第4号様式)するものとする。また、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(助成事業の中止又は廃止)

第8条 申請者は、助成対象事業を中止又は廃止しようとする場合、及び助成を辞退する場合は、あらかじめ中止(廃止・辞退)承認申請書(別記第5号様式)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、助成対象事業の中止若しくは廃止、又は助成の辞退を承認する場合は、申請者に対し、通知(別記第6号様式)するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、助成対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年の2月5日のいずれか早い日までに助成事業の成果を記載した実績報告書(別記第7号様式)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 理事長は、前条による実績報告を受けたときは、交付決定の内容等に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定するものとする。

2 理事長は、額を確定したときは、申請者に対し、助成金確定通知書(別記第8号様式)を交付するものとする。

(助成金の請求)

第11条 助成金の額の確定を受けた申請者は、助成金交付請求書(別記第9号様式)

を速やかに理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第12条 理事長は、前条に規定する請求書を受けたときは、申請者に対し助成金を交付するものとする。

(概算払)

第13条 次に掲げる事業のうち、助成対象事業の実施上必要と認めるときは、前2条の規定にかかわらず助成金の一部を概算払することができる。

(1) 活動支援事業公演・展示型【障がい者・広域団体】

(2) 伴走型支援事業

2 申請者は、概算払の交付を受けようとするときは、助成金概算払請求書（別記第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取り消し)

第14条 理事長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の取り消し、又はすでに交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき

(3) 虚偽の内容を含む申請、又は実績報告をしたとき

(4) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金を受領したとき

2 理事長は、前項の規定による取消しをしたときは、助成金交付決定取消通知書兼返還命令書（別記第11号様式）により申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、助成事業が完了した後においても適用されるものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条 申請者は、第14条第1項の規定による処分に関し、前条第1項の規定により助成金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

2 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金等の額に充てられたものとする。

4 申請者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

5 理事長は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(書類、帳簿の整備、保存)

第16条 申請者は、助成対象事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、助成対象事業の終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(立入り調査又は報告)

第17条 理事長は、必要に応じて申請者に対し、助成対象事業に関する経費の収支の実績及び実施状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるほか、この要綱の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

助成対象事業	助 成 対 象 者	助成対象経費	助成限度額
活動支援事業公演型・展示型 【一般・青少年】 県内の文化団体が広く県民に公開する文化活動事業	公益社団法人全国公立文化施設協会等県内公立文化施設において公演事業を行う文化団体	会場使用料、附属設備等使用料(リハーサル含む。)及び光熱費	①20万円 ②入場料等収入がある場合事業に要する経費から当該収入を差し引いた額 ③助成対象経費 ④申請額 ①、②、③、④のいずれか小さい額を助成限度額とする
	公益社団法人全国公立文化施設協会等県内公立文化施設において展示事業を行う文化団体	会場使用料、附属設備等使用料及び光熱費	①10万円 ②入場料等収入がある場合事業に要する経費から当該収入を差し引いた額 ③助成対象経費 ④申請額 ①、②、③、④のいずれか小さい額を助成限度額とする
	公益社団法人全国公立文化施設協会等県内公立文化施設において公演事業を行う青少年の文化活動育成団体	会場使用料、附属設備等使用料(リハーサル含む。)及び光熱費	①40万円 ②入場料等収入がある場合事業に要する経費から当該収入を差し引いた額 ③助成対象経費 ④申請額 ①、②、③、④のいずれか小さい額を助成限度額とする
	公益社団法人全国公立文化施設協会等県内公立文化施設において展示事業を行う青少年の文化活動育成団体	会場使用料、附属設備等使用料及び光熱費	①20万円 ②入場料等収入がある場合事業に要する経費から当該収入を差し引いた額 ③助成対象経費 ④申請額 ①、②、③、④のいずれか小さい額を助成限度額とする
活動支援事業公演型・展示型 【障がい者・広域団体】 岐阜県内の会館・ホール等において行う文化活動事業	岐阜県内の会館・ホール等において公演事業を行う障がい者の参加を目的として活動する文化団体	注 1 のとおり	①40万円 ②入場料等収入がある場合事業に要する経費から当該収入を差し引いた額 ③助成対象経費 ④申請額 ①、②、③、④のいずれか小さい額を助成限度額とする
	岐阜県内の会館・ホール等において展示事業を行う障がい者の参加を目的として活動する文化団体	注 1 のとおり	①20万円 ②入場料等収入がある場合事業に要する経費から当該収入を差し引いた額 ③助成対象経費 ④申請額 ①、②、③、④のいずれか小さい額を助成限度額とする

活動支援事業公演型・展示型 【障がい者・広域団体】 岐阜県内の会館・ホール等において行う文化活動事業	岐阜県内の会館・ホール等において公演事業を行う県内を広域的に組織して、継続的に文化活動を行っている芸術・文化団体	注１のとおり	①60万円 ②入場料等収入がある場合事業に要する経費から当該収入を差し引いた額 ③助成対象経費 ④申請額 ①、②、③、④のいずれか小さい額を助成限度額とする
	岐阜県内の会館・ホール等において展示事業を行う県内を広域的に組織して、継続的に文化活動を行っている芸術・文化団体	注１のとおり	①30万円 ②入場料等収入がある場合事業に要する経費から当該収入を差し引いた額 ③助成対象経費 ④申請額 ①、②、③、④のいずれか小さい額を助成限度額とする
活動支援事業育成型 後継者・若手育成及び技能保持者の人材確保のために実施する研修事業	県内の伝統文化保存・育成団体 ただし、「岐阜県無形民俗文化財伝承事業費補助金」の交付決定を受けた団体は対象とならない。	講師謝金、講師旅費、教材費、会場使用料、附属設備等使用料、光熱費、楽器借上料、楽譜料	①20万円 ②助成金等収入がある場合事業に要する経費から当該収入を差し引いた額 ③助成対象経費 ④申請額 ①、②、③、④のいずれか小さい額を助成限度額とする
	県内の青少年を主体とした実演芸術団体（伝統文化保存・育成団体を除く。）		
伴走型支援事業 地域文化や資源を活かした創造的な活動により地域や社会的な課題解決に資する可能性がある文化事業	文化活動を通じて地域や社会的な課題解決に取り組む事業を行う団体	注１のとおり	①助成金認定審査会の順位に応じ、次のa又はbのいずれかの基準を採用して決定した額 a. 上限額200万円、助成率2/3以内 b. 上限額100万円、助成率1/2以内 ②助成金等収入がある場合事業に要する経費から当該収入を差し引いた額 ③助成対象経費 ④申請額 ①、②、③、④のいずれか小さい額を助成限度額とする

注1 活動支援事業公演・展示型【障がい者・広域団体】、伴走型支援事業の助成対象経費は次のとおりとする。

項 目 名	細 目 名 例 示
出演等謝金	客演者等出演料、講師等謝金、指導謝金、賞金等
交通・宿泊費	旅費、宿泊費等
文芸費	演出料、舞台監督料、デザイン料、プラン料、各種助手料、台本料、訳詞料、教材費
音楽費	作詞料、作曲料、編曲料、楽器借上料、楽譜料
舞台設営費	大道具費、小道具費、衣裳費、かつら費、メイク費、照明費、音響費等
会場設営費	展示費、看板費、照明費、音響費、効果費、楽屋等設営費、受付設営費等
会場費	会場使用料（リハーサル含む）、附属設備等使用料、光熱費
宣伝費	広告宣伝費、屋外広告費等
通信運搬費	通信費、展示品等運搬費、道具運搬費、楽器運搬費等
印刷費	プログラム、ポスター、チラシ、パンフレット、入場券、図録、機関誌（団体機関誌は除く）等印刷費
配信費	写真撮影費、動画撮影費、録音費、編集料、配信に係る経費等 ※主催団体の記録のみを目的とする場合は対象外とし、事業期間内に発信を実施する場合は対象とする。
著作権料	著作権料及びその手続きに要する経費
その他事業運営費	通信連絡費、消耗品費、打合せ旅費、保険料、アルバイト賃金、手数料、自動車借上料等

○助成対象外となる経費

飲食費（弁当代等含む）、レセプション、パーティー、打ち上げ等に関する経費、施設・設備等整備費、備品・楽器購入費

別表2（活動支援事業公演型・展示型、伴走型支援事業）

種 別	対 象 範 囲
総 合	芸術祭、芸能祭等
美 術	絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザイン等
音 楽	合唱、吹奏楽、オーケストラ、オペラ、邦楽等
演 劇	創作劇、人形劇、ミュージカル等
舞 踊	邦舞、洋舞等
映 像	映画、ビデオ等
古 典 芸 能	歌舞伎、能、狂言、文楽等
民 俗 芸 能	民謡、謡曲、郷土芸能等
文 学	小説、詩、短歌、俳句、川柳、随筆等
生 活 文 化	茶道、華道、囲碁、将棋等

別表 3（活動支援事業育成型（伝統文化））

種 別	対 象 範 囲
伝統芸能	箏曲、尺八、三弦、横笛、雅楽、新内、小唄、長唄、清元、日本舞踊、和太鼓等

別表 4（活動支援事業育成型（実演芸術青少年））

種 別	対 象 範 囲
音 楽	合唱、吹奏楽、オーケストラ、オペラ等
演 劇	創作劇、人形劇、ミュージカル等
舞 踊	洋舞等